

令 和 7 年

市議会 12 月 定例會議案

(追 加 分)

知 立 市



## 令和 7 年市議会 12 月定例会議案（追加分）

所 管	番 号	案 件
財 務	報告第 14 号	専決処分の報告について（物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解）
	議案第 80 号	令和 7 年度知立市一般会計補正予算（第 4 号）

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

（専決第4号）

（専決処分書別紙）

令和7年12月22日提出

知立市長 石川智子

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のことおり専決処分する。

物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

- 1 損害賠償の額 金49,000円
- 2 事故の概要
- (1) 発生日時 令和7年10月21日（火）午後5時30分頃
- (2) 発生場所 知立市役所職員第三駐車場
- (3) 経 過 職員である相手方が駐車場内で車両を発進させた際、駐車場の出入口付近に設置され内側に傾いたまま修繕されていなかったポールが死角に入り、相手方車両の左側面に接触し、これを損傷させたもの。
- 3 相手方の損害の程度 車両（ホンダ ZR-V）の助手席ドア及び左後部座席ドアの擦過傷及びへこみ
- 4 過失割合 知立市70パーセント 相手方30パーセント
- 5 和解の内容
- (1) 市は、相手方に対し、市の責任額金49,000円を支払う。
- (2) 市及び相手方は、和解日以後は、本件に関し、裁判上又は裁判外において、一切の異議の申立て又は請求をしないこととする。

令和7年11月26日

知立市長 石川智

